

徳島県規則第九十六号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第一号（公衆浴場の構造設備に変更がない場合に限る。）及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第一号中「徳島県収入証紙ちよう付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改め、同様の備考１の中「条例」を「公衆浴場法施行条例」に改め、同様に次のように加える。

公衆浴場法施行細則第２条第２項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第一号の二の備考１を次のように改める。

１ 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附 則

１ この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

２ 改正後の公衆浴場法施行細則の様式に相当する改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。